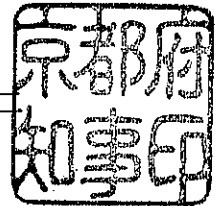


30環管第63号
平成30年3月1日

京都府環境影響評価専門委員会
委員長 渡邊 紹裕 様

京都府知事 山田 啓二



枚方京田辺環境施設組合可燃ごみ広域処理施設整備事業に
係る環境影響評価方法書について（諮問）

京都府環境影響評価条例（平成10年京都府条例第17号。以下「条例」という。）
第9条の規定により、下記の者から一般廃棄物処理施設の設置に係る環境影響
評価方法書（以下「方法書」という。）の提出がありました。

つきましては、当該方法書の内容について、条例第13条第1項の規定により、
貴専門委員会の意見を求めます。

記

枚方京田辺環境施設組合
管理者 石井 明三

（諮問理由）

条例第13条第1項において、「知事は、方法書の内容について、専門委員会
の意見を聴いた上で、環境の保全及び創造の見地からの審査を行い、規則で定
める期間内に、対象事業に係る環境影響評価の項目及び調査等の手法その他規
則で定める事項についての事業者に対する意見書を作成するものとする。」と
されており、条例第9条の規定により枚方京田辺環境施設組合から提出のあつ
た環境影響評価方法書の内容について、京都府環境影響評価専門委員会の意見
を求めるものです。